

## 本人の求めによる提供停止 (オプトアウト)の仕組み (第23条第2項)

### 具体的事例

住宅地図業者 (表札を調べて住宅地図を作成し、販売 (不特定多数への第三者提供))

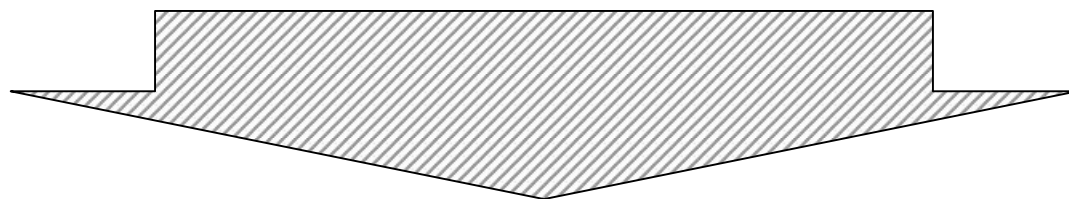
データベース事業者 (ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売) など

### 要件

本人の求めに応じて、個人データの第三者提供を停止すること。

以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においていること。

- ・ 第三者提供すること
- ・ 個人データの内容、提供方法
- ・ 本人の求めにより第三者提供を停止すること



の要件を満たしている場合に限り、本人の同意がなくても第三者提供を容認